

# 滋賀県暴力団排除条例の主要骨子について

## 第1章 総則

### 【第3条】(基本理念)

暴力団の排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力および暴力団との交際をしないことを基本として、県、市町および県民等が相互に連携協力して推進されなければならないこととします。

### 【第4条】(県の責務)

県は、県民等の協力を得るとともに、滋賀県暴力団追放推進センターおよび地域や職域の暴力団排除組織との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとします。

### 【第5条】(県民等の役割)

県民等は、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者は、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとします。

また、県民等は、暴力団排除に係る情報を知ったときは、警察にその情報を提供するように努めるものとします。

## 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等

### 【第6条】(県の事務および事業における措置)

県は、県が実施する事務または事業が暴力団の利益となることがないように、必要な措置を講ずるものとします。

### 【第7条】(警察による保護措置)

警察本部長は、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認める者に対して、警察官による警戒など、保護のために必要な措置を講ずるものとします。

### 【第8条】(県民等に対する支援)

県は、県民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

### 【第9条】(広報および啓発)

県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報および啓発を行うものとします。

### 【第10条】(市町への協力)

県は、暴力団排除のための施策を講じる市町に対し情報の提供など必要な協力をを行うものとします。

### 【第11条】(県の公の施設の使用の不承認等)

知事等は、県の設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、使用の承認をせず、または使用の承認を取り消すことができることとします。

## 第3章 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置

### 【第12条】(暴力団事務所の開設および運営の禁止)

青少年の健全育成を図るため、学校、図書館、公園などの教育施設等から200メートルの区域における暴力団事務所の新設を禁止することとします。また、違反者には罰則を科することとします。

### 【第13条】(青少年に対する教育等のための措置)

県は、学校等において、生徒が暴力団に加入せず、暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとします。

## 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

### 【第14条】(事業者からの利益の供与の禁止)

事業者が、自己の事業に暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に利益の供与をしてはならないこととします。また、県は、違反者については勧告・公表の措置を講じることができることとします。

また、事業者は、自己の行う事業に関し、暴力団の活動に資するような利益の供与をしてはならないこととします。

### 【第15条】(契約時における措置)

事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結しようとする場合、契約の締結が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとします。

また、書面には、契約の相手方が暴力団と判明した時は、催告することなく契約解除出来る旨を定め、暴力団であることが判明すれば速やかに当該契約を解除するよう努めるものとします。

**【第16条】(暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止)**

暴力団員等が、事業者が行ってはならない利益の供与(上記【利益の供与の禁止】参照)の相手方となって、利益の供与を受けることを禁止することとします。なお、県は、違反者については勧告・公表の措置をとることができることとします。

**第5章 不動産の譲渡等および建設工事の請負における措置等**

**【第17条】(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置等)**

- (1) 不動産(県内に所在するものに限る。以下同じ。)が暴力団事務所の用に供されることを知って、不動産の取引をすることを禁止します。また、県は、違反者については、取引の悪質性に応じて勧告・公表の措置をとることができることとします。
- (2) 不動産の取引(売買、賃貸借等)を行おうとする者は、不動産が暴力団事務所に使用されることのないよう、契約の前に、取引の相手方に対し、不動産の利用目的を確認するよう努めるものとします。
- (3) 不動産の取引に当たっては、不動産が暴力団事務所に使用されていることが判明したときには催告をせずに契約を解除することができることを、契約事項に含めるよう努めるものとします。

また、実際に不動産が暴力団事務所に使用された場合には、契約を解除するよう努めるものとします。

**【第18条】(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置等)**

- (1) 不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、不動産の取引の代理または媒介をしてはならないこととします。  
違反者については、取引の悪質性に応じて勧告・公表の措置をとることができることとします。
- (2) 不動産の取引の代理または媒介をする者は、不動産の取引を行う者が、上記の不動産の契約に関する規定を遵守するために必要な説明その他の措置を講じなければならないこととします。

**【第19条】(建設業者が講ずべき措置等)**

- (1) 建設工事の結果完成することとなる建築物(以下「建築物」という。)が暴力団事務所の用に供されることを知って、建設工事の請負契約をすることを禁止することとします。また、県は、違反者については、取引の悪質性に応じて勧告・公表の措置をとることができることとします。
- (2) 県内において建設工事の請負をしようとする者は、建築物が暴力団事務所に使用されることのないよう、契約の前に、取引の相手方に対し、当該物件の利用目的を確認するよう努めるものとします。
- (3) 建設工事の請負契約に当たっては、建築物が暴力団事務所に使用されることが判明したときには催告をせずに契約を解除することができることを、契約事項に含めるよう努めるものとします。

**第6章 義務違反者に対する措置**

**【第20条】(説明または資料の提出の要求)**

違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会が、説明又は資料の提出を求めることができるものとします。

**【第21条】(勧告)**

違反する行為があった場合で、暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときに、公安委員会が当該違反行為者に対し、その行為の是正を求める勧告をすることができるものとします。

**【第22条】(公表)**

説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なくそれを拒んだとき、又は勧告を受けた者がそれに従わないときは、公安委員会が当該事案の概要等を公表することができるものとします。

**第7章 雑則**

**【第23条】(委任)**

この条例の施行に関し、公安委員会規則で必要な事項を定めることができるものとします。

**第8章 罰則**

**【第24条】(罰則)**

第12条「暴力団事務所の開設および運営の禁止」の禁止行為の実効を確保するため、違反者に対して、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の刑罰を科すこととします。

**【第25条】(両罰規定)**

第12条の違反行為が行われた場合に、行為者のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は自然人をも処罰することとします。